児童手当からの保育料、学校給食費等の申出徴収について

1 制度の概要

児童手当受給者が、保育料や学校給食費等を滞納している場合に、児童手当の支給額の全部または一部をそれらの費用の支払いに充てる申し出をしていただくことにより、児童手当から徴収を実施する制度です。

2 申出徴収の対象となる費用

徴収の対象となる費用は、次のとおりです。

申出徴収対象費用	相談・問い合わせ先
保　育　料	保育・幼稚園課
児童クラブ保護者負担金	学校教育課　地域学校協働係
学校給食費、学用品費等	各　小・中学校

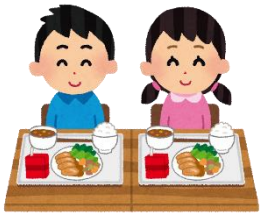

3 申出徴収の範囲について

申出徴収は、支給される児童手当の全ての額を費用の支払いに充てることができます。

【例】 保護者（児童手当受給者）
第1子分の保育料
滞納額 50,000 円

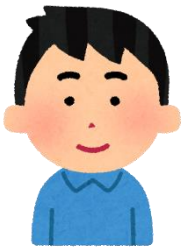

第 1 子（7 歳）
小学生
児童手当月額
10,000 円

手当支給額（4 ヶ月分）
40,000 円

第 2 子（1 歳）
保育所入所児童
児童手当月額
15,000 円

手当支給額（4 ヶ月分）
60,000 円

第 1 子分の児童手当だけでなく、第 2 子分の児童手当も支払に充てることができます。

※第 1 子分と第 2 子分の支給額を合せて 100,000 円になり、滞納額全額 50,000 円の支払いが可能です。

4 申出徴収の具体例

第 1 子分の滞納額

保育料	70,000 円
学校給食費	50,000 円
合計	120,000 円

児童手当支給額

第 1 子分	40,000 円（4 ヶ月分）
第 2 子分	40,000 円（4 ヶ月分）
合計	80,000 円

申出内容
『児童手当から保育料、学校給食費へ全額充てる』

保育料	70,000 円
学校給食費	10,000 円
徴収額合計	80,000 円

※不足する学校給食費分 40,000 円（50,000 円－10,000 円）については、次回の児童手当の支払いから差し引かせていただきます。
※滞納費用が無くなった時点で徴収は終了します。

5 申出徴収の手続き方法

児童手当からの申出徴収は、受給者本人の申し出により実施する制度です。申し出いただいた内容で児童手当から徴収させていただきます。

なお、申し出の取り消し、または、申し出された内容の変更をされる場合は、あらためて申し出いただく必要があります。

【徴収までの流れ】

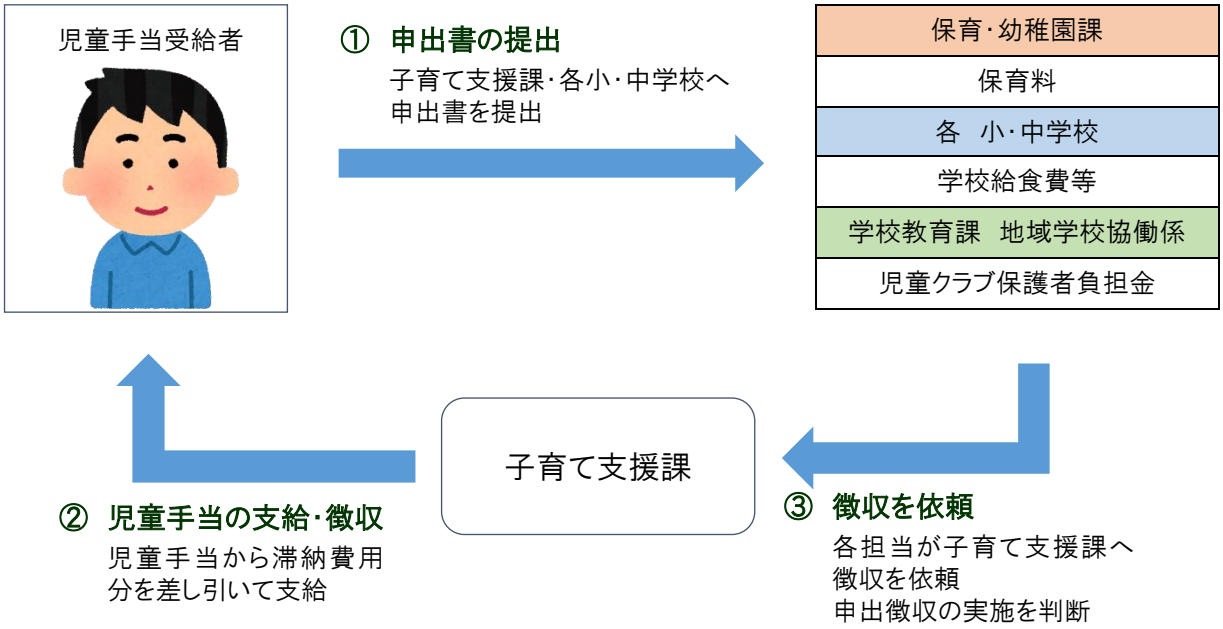

児童手当受給者の皆さまへ

児童手当からの申出徴収は支給額の一部からでも可能です。申出徴収による各費用の支払いにご協力ください。

併せて、各費用の納付につきましては、期限内に納めていただきますようお願いいたします。

お問合せ先

児童クラブ保護者負担金の納付相談等に関して

➡ 学校教育課 地域学校協働係 TEL:0897-52-1640

保育料の納付相談等に関して

➡ 保育・幼稚園課 TEL:0897-52-1337

学校給食費等の納付相談等に関して

➡ 各 小・中学校

児童手当の支給等に関して

➡ 子育て支援課 子育て支援係 TEL:0897-52-1370